



外国人の税務

中小企業においても、海外子会社から赴任してくる者、アルバイト留学生、あるいは事業修習者として、外国人が就労している場合が多々あることでしょう。外国人の税についての切り口を紹介します。

居住形態と課税範囲

納税者の区分		課税所得の範囲		
		国内源泉所得 (* 1)	国外源泉所得	
			日本に送金	日本に送金せず
居住者 (* 2)	永住者	課税	課税	課税
	非永住者 (* 3)	課税	課税	非課税
非居住者		課税	非課税	非課税

* 1 : 「国内源泉所得」とは、国内での事業から生ずる所得、国内にある資産の運用・保有・譲渡による所得、その他所得の源泉が国内にある所得をいいます。

* 2 : 「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいいます。なお、国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する者は、国内に住所を有すると推定されます。「住所」は、個人の生活の本拠をいい、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定することになります。「居所」は、その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所とされています。

* 3 : 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である個人をいいます。

アルバイト留学生及び事業修習者の税務

アルバイト留学生及び事業修習者が日本の居住者になる以前の居住地国との間の租税条約により、一定の範囲の所得あるいは送金額が免税となる取り決めを行っている場合があります。

非居住者の税務

「非居住者」に該当する外国人は、「国内に恒久的施設 (PE) を有する者であるか否か」を決定しなければなりません。日本国内に恒久的施設 (PE) を有する者は、事業所得を申告することになります。国内所得のうち、特定の所得 (例 : 使用料) の支払いをする者は、その支払いの際、国内源泉所得についての所得税及び復興特別所得税を徴収し、国に納付しなければなりません。居住地国との租税条約により、所得税率に上限が定められている場合や、所得の源泉地が修正される場合もあります。